



行政の焦点

働き方改革における人材確保対策として掲げる多様な働き方のひとつに『在宅勤務（テレワーク）』があります。わたしの記憶が正しければ、働き方改革関連法における労働基準法が施行された平成30年当時、アメリカでは既に8割超の企業でフレックス、テレワーク、短時間正社員制度が導入されており、日本と比較にならないほど多様な働き方が浸透していると講習会で説明していました。それが、その後に誰しも予想しなかった。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、日本でも感染症対策の一環としてテレワークが急速に普及しました。その背景には、通信機器やシステムなどの開発があるのですが、人間は必要に迫られればどんなことにでもチャレンジできることだなどを感じたことをよく憶えています。「試練は、乗り越えられる人にしか与えられない」という孔子の格言そのものだな。

さて、今回はこのように普及したテレワーク勤務に対する賃金の取り扱いについて示す通達（令和6年4月5日付け基発）を支給する企

0405第6号)が発出されたので、その点について寄稿したいと思います。

1、在宅勤務（テレワーク）の普及

2、割増賃金の算定基礎への算入要否

3、実費弁償の考え方

在宅勤務手当の取扱い



業が間々見受けられるところ、一般的にみると前述の算入しない手当には該当しないことから、在宅勤務手当が労基法第十一条に規定する賃金に該当する場合には、割増賃金の基礎となる賃金に算入する必要があります。

ここで、在宅勤務手当が、事業経営のための必要な実費を弁償するものとして支給されていると整理されるためには、当該在宅勤務手当について、勤務手当を支給していることから、前述通達において、在宅勤務手当を割増賃金の算定基礎から除外できる場合が明確化されました。具体的には、事業経営のために必要な実費を弁償していると整理される場合には、当該基法第十一條に規定する賃金に該当せず、割増賃

金の基礎となる賃金に算入する必要があります。しかし、各企業では様々な実態に応じて在宅勤務手当を支給していることから、前述通達において、在宅勤務手当を割増賃金の算定基礎から除外できる場合が明確化されました。具体的には、事業経営のために必要な実費を弁償していると計算方法が明示される必要があります。

このため、就業規則などで実費弁償分の計算方法が明示される必要があります。かつて、当該計算方法が在宅勤務の実態（勤務時間等）を踏まえた合理的・客観的な計算方法である必要があります。

- 一箇月を超える期間
- 臨時に支払われた賃金
- 住宅手当
- 子女教育手当
- 別居手当
- 家族手当
- 家賃手当
- 子供手当
- 別居手当
- 住宅手当
- 子女教育手当
- 別居手当
- 一箇月を超える期間
- 臨時に支払われた賃金
- 住宅手当
- 子女教育手当
- 別居手当
- 住宅手当
- 子女教育手当
- 別居手当

さて、今回このように普及したテレワーク勤務に対する賃金の取り扱いについて示す通達（令和6年4月5日付け基発）を支給する企

用

■ 事務用品等の購入費

通信費（電話料金、インターネット接続に係る通信料）

■電気料金

■レンタルオフィスの利用料金

■利用料金

などが考えられます。

なお、計算方法について

は、国税庁『在宅勤務に

係る費用負担等に関する

F A Q（源泉徴収関係）

をご参照いただくか、実

費の額を上回らないよう

FAQ（源泉徴収関係）

をご参考ください。

1日当たりの単価をあら

かじめ合理的・客観的に

定めたうえで、在宅勤務

をした日数に応じて支給

することが考えられます。

4. 留意事項

既に割増賃金の基礎に

算入している在宅勤務手

当（実費弁償に該当する

ものに限る）について、

前項に照らして割増賃金

の基礎に算入しないこと

とする場合、労働者に支

払われる割増賃金額が減

少することとなり、労働

条件の不利益変更に當た

ることから、労使間で事

前に十分な話し合い等が必

要となります。

名古屋北労働基準監督署と共に

令和6年度

「労働実務基礎講習」開催



労働実務基礎講習
(当協会3階大会議室)



岡田第一方面主任監督官

さる6月19日、当協会は名古屋北労働基準監督署と共催で「労働実務基礎講習」を開催しました。講習には名古屋北労働基準監督署管内で新たに労働保険を成立した事業場の担当者18名が参加しました。

講習では、名古屋北労働基準監督署岡田第一方面主任監督官がはじめ挨拶に続き「働き方改革について」と題し、働き方改革の目的、働き方改革実行計画の課題・現状・対応策、最新の法改正の内容等についてパワ

ト企業推進本部佐野社会保険労務士より「労働基準法の概要」について解説を行い、講習を終了しました。講習終了後には無料相談コーナーを設け、社会保険労務士等の協会相談員が相談に応じました。